

資料2

サークル援助金・学外施設利用援助金について

【前提条件】

- ① 大学が許可した学内団体であること
- ② 「課外活動届」が提出されていること
- ③ 「活動結果報告書」が提出されていること
- ④ 説明会に出席していること
- ⑤ 期日までに申請書類を提出していること

援助金名	申請対象期間	援助金項目	概要	条件等	金額	申請用紙	申請支給時期
サークル 援助金	(今年度) 4月1日～ 3月31日	① サークル活動補助	①連盟等の主催する試合・大会等に参加した場合 ②定期演奏会・コンサート・講演会等を開催した場合 ③大学祭等で日頃の研究成果を発表した場合 (学内発表については2回を限度とする)	※ 継続的なボランティア、交流会等は 4回以上の活動であること	全体の応募状況と、 予算額を考慮し決定	提出書類A	10月開催予定の 説明会にて お知らせします
		② 機関紙発行補助	日頃の研究成果をまとめた機関紙等を発行した場合 (限度1回)	学生係に1部提出していること			
		③ 研修会補助	政府機関等が主催する道外での研修会・講習会に 大学を通して応募し参加した場合 (1回1名、2回を限度とする)				
		④ 部員数補助	①～③の補助について、「部員数×定額」を増額して支給	①～③いずれかの支給対象となっていること	限度額 30,000円	提出書類A別紙に 領収書(写)を添付	
		⑤ 学内外指導者 謝礼金等補助	学内外指導者に対して謝礼金を支払った場合 (大学に届け出て認定を受けている学内外指導者のみ)	領収書により、 支払相手名・金額・日付が明確であるもの	20,000円	申請の必要なし	
		⑥ 体育祭・大学祭 運営参加補助	体育祭、大学祭の運営に対し積極的に協力した団体	大学祭実行委員または学生生活支援課 からの依頼により、運営に協力した団体		提出書類A別紙	
		⑦ PCR／抗原検査 費用補助	大会参加条件等で、PCR／抗原検査を受けた場合	・A別紙に領収書(写)を添付すること ・大会要項を合わせて提出すること			
学外施設 利用援助金	(前年度) 4月1日～ 3月31日	① 学外施設利用補助	①本学に設置されていない体育施設及び 文化施設(ホール等)を利用した場合 ②大会参加をした際に、参加費が発生した場合 ③連盟、協会などに加盟をする際に、登録料が発生した場合	B別紙に領収書(写)を添付すること	全体の応募状況と、 予算額を考慮し決定	提出書類B 提出書類B別紙	